様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	えびの市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-0
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.ebino.lg.jp/display.php?cont=161207110523

執行機関名　えびの市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	えびの市障害者・高齢者住宅改造等助成事業費補助金交付要綱(平成29年えびの市告示第11号)による障害者・高齢者住宅改造等の助成に関する事務であって規則で定めるもの(65歳以上の高齢者)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		えびの市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年えびの市条例第28号)第4条第1項中の表　第4の項 えびの市障害者・高齢者住宅改造助成事業費補助金交付要綱(平成29年2月16日えびの市告示第11号)による障害者・高齢者住宅改造等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	えびの市障害者・高齢者住宅改造助成事業費補助金交付要綱 (平成29年えびの市告示第11号) 第1条、第2条第3号
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条　この告示は、在宅の障害者(児)又は高齢者の居住に適するように改造するために要する費用及び視覚障害者の施術施設整備に要する費用を助成することにより、障害者(児)又は高齢者の自立した生活の維持、促進及び介護の負担の軽減並びに視覚障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。 第2条　障害者・高齢者住宅改造等助成事業(以下「事業」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。 (3)高齢者住宅改造助成事業
⑦独自利用事務の関連規範		えびの市障害者・高齢者住宅改造等助成事業費補助金交付要綱(平成29年えびの市告示第11号)